

広域予備率による需給ひっ迫時の需給運用について

2022年2月18日

調整力及び需給バランス評価等に関する委員会 事務局

1. 本日の内容
2. 2022年度からの運用における各対策のポイント
3. 各対策の具体的な内容
 - (1) 電源Ⅰ'発動、電源ⅡOP運転
 - (2) 需給ひっ迫融通
 - (3) 連系線のマージン使用および運用容量拡大
 - (4) 電源Ⅲや自家発等の焚き増し依頼
 - (5) 広域ブロックにおける計画停電
4. まとめ

- **2022年4月から、新しいインバランス料金制度が開始**され、これと同時に、広域予備率による需給運用を順次開始していく。
- 第54回の本委員会において、2022年度以降の広域予備率による需給ひっ迫時の需給運用について議論いただいた。
- その際に示した需給ひっ迫時の対策には、2022年4月から広域予備率に応じて運用を開始できる対策と、2024年度の容量市場開始に向けて検討を進めていく対策がある。
- 本日は主に、**2022年度からのkW需給ひっ迫時の需給運用**についてご議論いただきたい。

第54回調整力及び需給バランス評価等に関する委員会 (2020年10月1日) 資料2

2022年度以降の需給運用について【本委員会での議論状況】

6

■ これまで本委員会では、2022年度から広域予備率による需給運用を実施することで議論いただいているところ。

		現在 (2020年度)	2021年度	2022・2023年度	2024年度以降
インバランス料金制度		現行制度 (α, β, K, L 算定)	現行制度 (α, β, K, L 算定)	新しい制度 (広域予備率, 調整力単価) 計画停電中 インバラ価格200円	新しい制度 (広域予備率, 調整力単価) 計画停電中 インバラ価格600円
調整力関係		エリア毎に調整力公募 (電源 I、I'、II)	エリア毎に調整力公募 (電源 I、I'、II) 需給調整市場で広域調達 (三次②)	エリア毎に調整力公募 (電源 I、I'、II) 需給調整市場で広域調達 (三次①②)	需給調整市場で広域調達 (一次、二次①②、三次①②)
広域需給調整の運用範囲		GC後の空容量を活用し、調整力の広域運用を段階的拡大して実施	自エリアに調整力を一部残し、それ以外の調整力を、調整力のために確保する連系線容量(マージン)とGC後の空容量の範囲で、広域運用を行う【本格適用開始年度】	自エリアに調整力を一部残し、それ以外の調整力を、調整力のために確保する連系線容量(マージン)とGC後の空容量の範囲で、広域運用を行う	同左
電源 I・II 容量市場安定電源	予備率管理	エリア予備率	エリア予備率	エリア予備率	広域予備率
	発電機起動	一般送配電事業者がエリア毎にエリア予備率をもとに、電源 I・II を起動指令	一般送配電事業者がエリア毎にエリア予備率をもとに、電源 I・II を起動指令	一般送配電事業者がエリア毎にエリア予備率をもとに、電源 I・II を起動指令	広域予備率8%未満の場合に、容量市場のリクワイアメントに基づき、容量市場落札電源のバランス停止機起動(準備)
電源 I 発動指令電源	予備率管理	エリア予備率	エリア予備率	広域予備率	広域予備率
	電源 I'発動発動指令電源発動	一般送配電事業者がエリア毎にエリア予備率(3~5%※要確認)をもとに、電源 I'に発動指令	一般送配電事業者がエリア毎にエリア予備率(3~5%※要確認)をもとに、電源 I'に発動指令	電源 I・II を起動しても広域予備率8%未満となる場合に、広域ブロック単位で電源 I'を発動	バランス停止起動(準備)後においても広域予備率8%未満となる場合容量市場のリクワイアメントに基づき発動指令電源発令

需給ひっ迫時の対応について

9

- 電力需給検証や供給計画においては、連系線を活用した供給力移動後の広域予備率が基準値以上であれば、供給信頼度は確保されているとして、広域的に評価している。
- 実需給においては、特定エリアの予備率が低下する場合は、他エリアからの融通を最大限実施することとなる。そして、他エリアから融通を最大限行う場合、連系線制約がなければエリア予備率は広域予備率の水準まで調整されることになる。(連系線制約がある場合、各エリアの予備率は、広域ブロック単位で広域予備率の水準まで調整されることとなる。)
- また、容量市場においては、各エリアの供給信頼度が一定程度となるように各エリアの落札量を評価しており、落札結果としては各エリアの予備率は必ずしも一律とはならない。
- 以上より、広域需給調整を考慮した需給ひっ迫の対応 (需給ひっ迫警報、計画停電含む) においては、広域ブロック単位での広域予備率をもとに一定の基準を設けて実施判断することが適切と考えられるかどうか。

現在と容量市場後の需給運用における状況変化

	現在		容量市場後
電力需給検証	広域的に判断	➡	広域的に判断
供給計画	広域的に判断		広域的に判断
需給ひっ迫時のエリア間融通	広域機関による融通指示 (広域ブロック単位で各エリアの予備率は広域予備率の水準まで調整されることとなる)		広域需給調整システムを活用 (広域ブロック単位での広域予備率をもとに一定の基準を設けて実施判断)

需給ひっ迫時の需給運用案(1/2)

10

- 広域需給調整システムを活用した需給運用においては、各一般送配電事業者間の広域相互協力の考え方から各エリアの最低限必要な予備率までは最大限協力することが基本となると考えられるがどうか。
- また、他エリアから電力融通を受ける場合、連系線制約がなければ、エリア予備率は広域予備率まで改善可能であることから、広域予備率による需給ひっ迫時の広域運用としては、需給ひっ迫警報・計画停電の実施は広域ブロック単位で全エリアに対し実施判断してはどうか。

広域予備率による需給ひっ迫時の需給運用案

広域予備率	対応(案)	
8%~3%	<ul style="list-style-type: none"> •電源 I ' 発動(発動指令電源発動) •焚き増し指示等の追加供給力対策 	<ul style="list-style-type: none"> •広域需給調整による融通 •連系線マージン開放※2
3%~0%	<ul style="list-style-type: none"> ① 広域予備率が3%程度※1を下回る場合、広域ブロック単位で需給ひっ迫警報 ② 広域ブロック単位の需給ひっ迫警報により当該広域ブロックの広域予備率改善 	<ul style="list-style-type: none"> •広域需給調整による融通 •連系線運用容量拡大※2
	<ul style="list-style-type: none"> ③ 需給ひっ迫警報を発生してもなお、広域予備率が1%程度※1を下回る場合、広域ブロック単位で計画停電の実施判断 ④ 広域ブロック単位での計画停電により当該広域ブロックの広域予備率改善 	

※1 需給ひっ迫警報、計画停電実施の判断基準は国と調整要

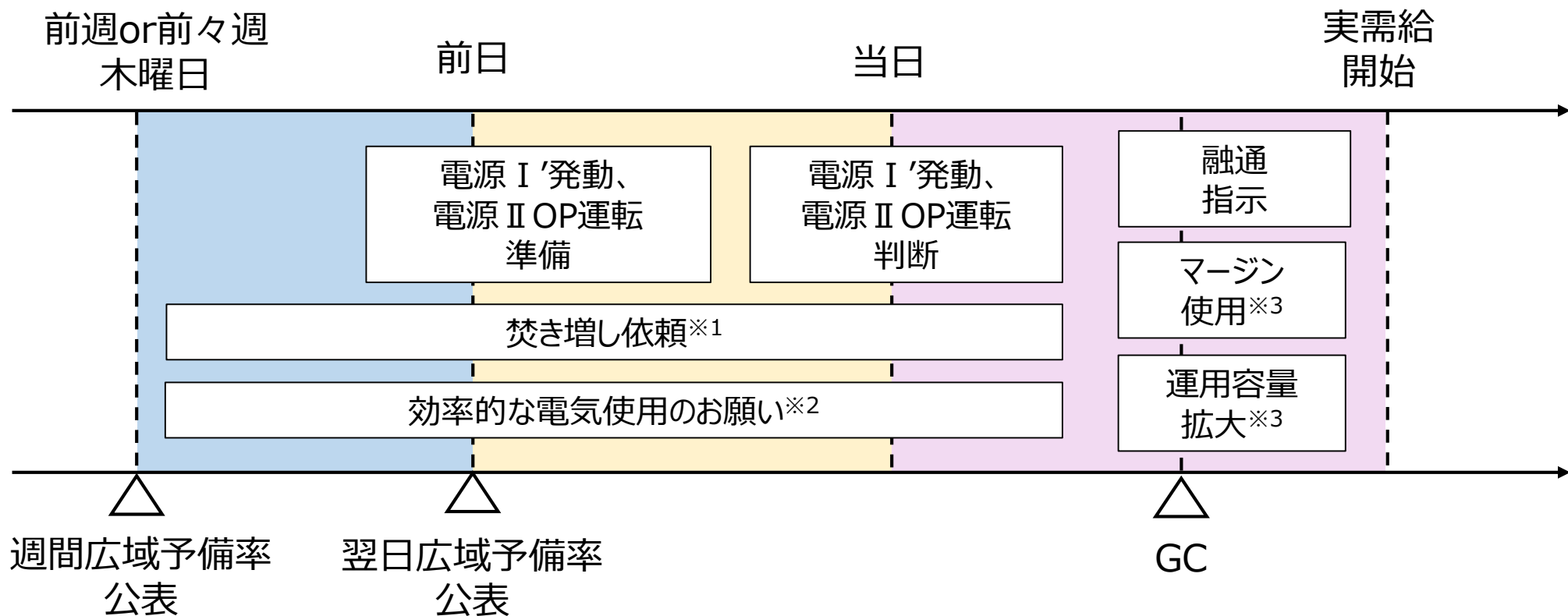
※2 連系線マージン開放・運用容量拡大の実施方法については別途検討

※3 追加供給力対策や計画停電等の実施内容については別途検討する

- 広域予備率下においては、広域予備率8%未満となる場合を需給ひっ迫とし、基本的に広域ブロック単位で対応を行う。
- 広域予備率による需給ひっ迫時の対応について、2022年度からの運用におけるポイントをまとめた。
- 広域予備率による需給ひっ迫時の対応は初めての試みであり、対策の発動に過不足があると認められる場合には、運用方法や運用基準を見直すなど、柔軟に対応する。

<広域予備率による需給ひっ迫時の対策とポイント>

対策	2022年度からの運用におけるポイント	備考
電源Ⅰ'発動 電源ⅡOP運転	・実施する広域予備率の基準	2024年度以降は電源Ⅰ'は発動指令電源
需給ひっ迫融通	・現状の広域需給調整システム（KJC）で対応する範囲と融通指示で対応する範囲の明確化 ・融通指示の運用基準	2024年度に向けたKJCのシステム改修等は継続的に検討
連系線のマージン使用 および運用容量拡大	・実施にあたっての判断基準（融通指示とセットでの運用）	KJCのシステム改修後の融通指示を伴わない運用は別途検討
電源Ⅲや自家発等の 焚き増し依頼	・依頼方法、対象事業者、対象設備など、具体的な運用方法	
広域ブロックにおける 計画停電	・現状の計画停電の仕組み（エリア単位）と広域予備率による需給運用の整合	広域ブロック単位での計画停電の実施は国を中心に継続検討



※1 電源 I' の発動等でもなお不足する場合、実需給までのリードタイム等を考慮し、実施を判断

※2 需給ひっ迫状況に応じて国や一般送配電事業者と実施を協議

※3 リスクを伴うため、状況に応じて判断

- 電源Ⅰ'発動、電源ⅡOP運転は、30分コマ単位の広域ブロックと広域予備率に基づき、**広域予備率が8%を下回るおそれがある場合には、8%を上回るように、一般送配電事業者が実施する。**

※1コマでも広域予備率が8%を下回るおそれがある場合に実施

- 電源Ⅰ'は発動可能回数が決まっており、上限に達することが見込まれる場合には、運用方法見直しや、他の対策を優先するなど、柔軟に対応する。
- なお、第66回の本委員会で整理された電源Ⅰ'の部分発動により一定程度、発動可能回数の制約を回避する効果が見込める。
- マージン使用などの対策により、ひっ迫ブロック以外のブロックが8%を下回る場合（スライド11参照）、融通応援したブロックの電源Ⅰ'も発動対象となる。

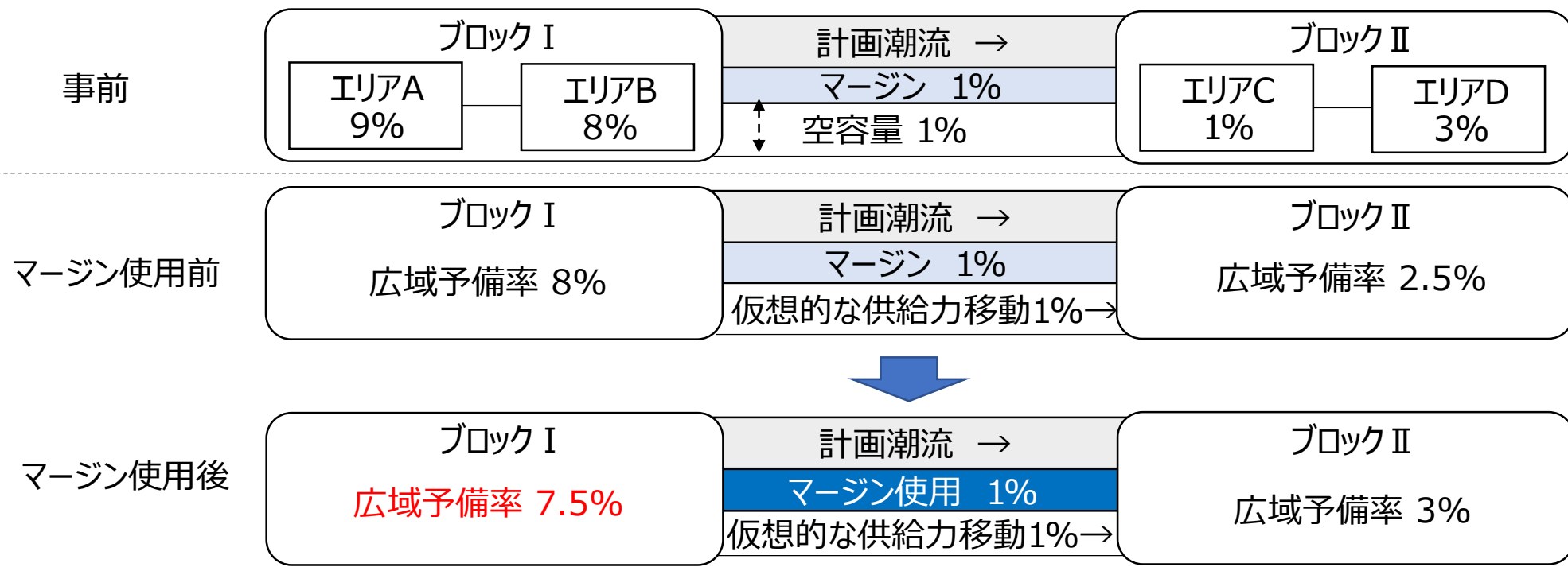
まとめ

28

- 今回、発動指令電源および電源 I 'の部分発動方法、グループ構成について検討した。
- 発動指令電源、電源 I 'ともに2グループの輪番制とし、広域ブロック内で各エリア均一発動とすることでどうか。
- グループ構成については、発動量、種別（ネガ、ポジ）や契約数を可能な範囲で同等とすることし、電源 I 'についてはkWh単価の最高価格の差を可能な範囲で小さくすることも考慮することでどうか。
- 来年度以降、部分発動の運用実績を注視しつつ、課題等が確認される場合には追加検討を進めることとしたい。

部分発動まとめ

	発動指令電源	電源 I '
発動方法	<ul style="list-style-type: none"> • 2グループの輪番制 • 広域ブロック内で各エリア均一発動 	
グループ構成	<ul style="list-style-type: none"> • 以下の考え方を基本としつつ、各エリアにて決定 	
	<ul style="list-style-type: none"> ① 発動量を可能な範囲で同等とする ② 種別(ネガ・ポジ)の割合を可能な範囲で同等とする ③ 契約数を可能な範囲で同等とする 	<ul style="list-style-type: none"> ① kWh単価の最高価格の差を可能な範囲で小さくする ② 発動量を可能な範囲で同等とする ③ 種別(ネガ・ポジ)の割合を可能な範囲で同等とする ④ 契約数を可能な範囲で同等とする



- ※ 便宜上、各エリアの系統容量は同一とし、広域予備率を除いた各値は、エリア予備率を基準としている
- ※ 同一ブロック内の連系線には十分な空容量があるものとする

- 広域需給調整システム（KJC）を活用した需給ひっ迫融通について検討したところ、現状のKJCには、ある程度の融通を期待できるものの、いくつかの課題があり、**必要な量を確実に融通できない場合**があることが分かった。
- このため、2022～2023年度までの間は、需給ひっ迫時の融通にKJCを使用するものの、**エリア予備率3%※を下回るおそれがある場合**は、広域予備率の値にかかわらず、当該エリアの一般送配電事業者からの申し出に基づき、**広域機関が需給状況改善のための指示（融通指示）を行う**ことかどうか。
- なお、需給ひっ迫ブロック外からの融通指示であっても、空容量の範囲内であれば、広域予備率には影響を与えない。

＜広域予備率・エリア予備率毎のひっ迫融通対応＞

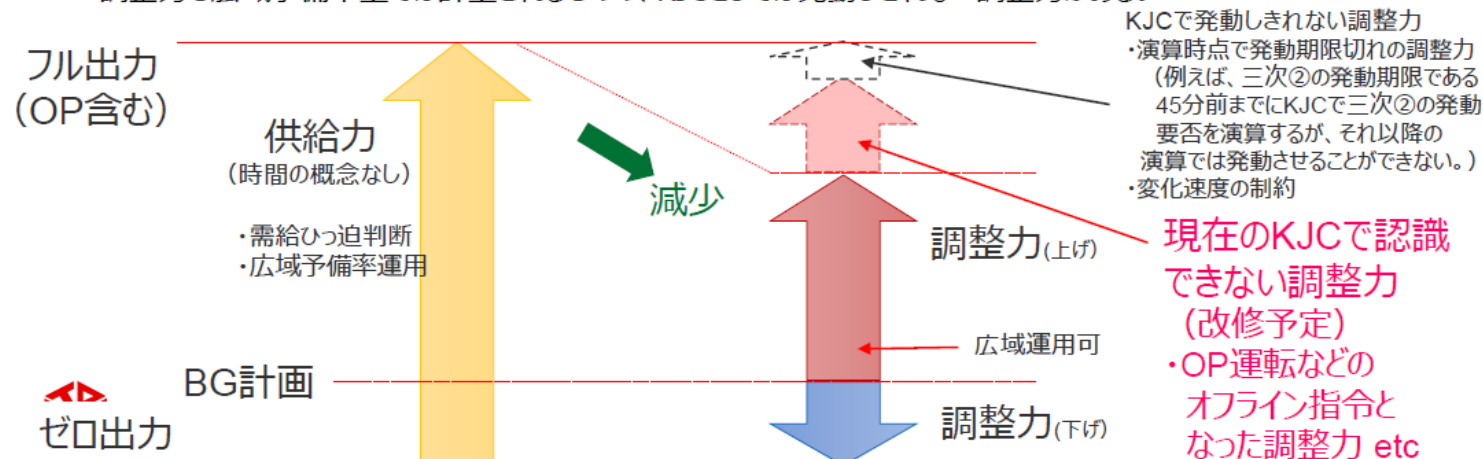
広域予備率	エリア予備率※	ひっ迫融通
8%以上	3%以上	KJC活用
	3%未満	融通指示（KJC活用含む）
8%未満	3%以上	KJC活用
	3%未満	融通指示（KJC活用含む）

※ エリア外に確保した△kWを含む

広域需給調整システムによる需給ひっ迫融通における課題

- 現状の広域需給調整は、調整力公募要綱や需給調整市場取引規程に基づき、原則**オンライン指令可能な状態にある電源を対象**としている。
- また、KJCは実需給21分前（2023年度からは11分前）に実需給における調整電源の出力を想定して、調整可能な上げ・下げ電力量（『調整力』）を取り扱うシステムである。
- このため、例えばOP運転のように**オフライン指令となった調整力等を認識できない課題**※があり、広域予備率で計上されている供給力までをKJCが使いきれないことから、ひっ迫エリアが必要とする調整力を広域需給調整により融通できない場合がある。
- 現在のKJCが一部調整力を認識できない課題は2024年度までにシステム改修により解消させる予定である。

※ KJCが認識できない調整力以外に、KJCの演算時点で発動期限が過ぎている調整力や変化速度の制約で発動できない調整力も広域予備率上では計上されるものの、KJCとしては発動しきれない調整力がある。

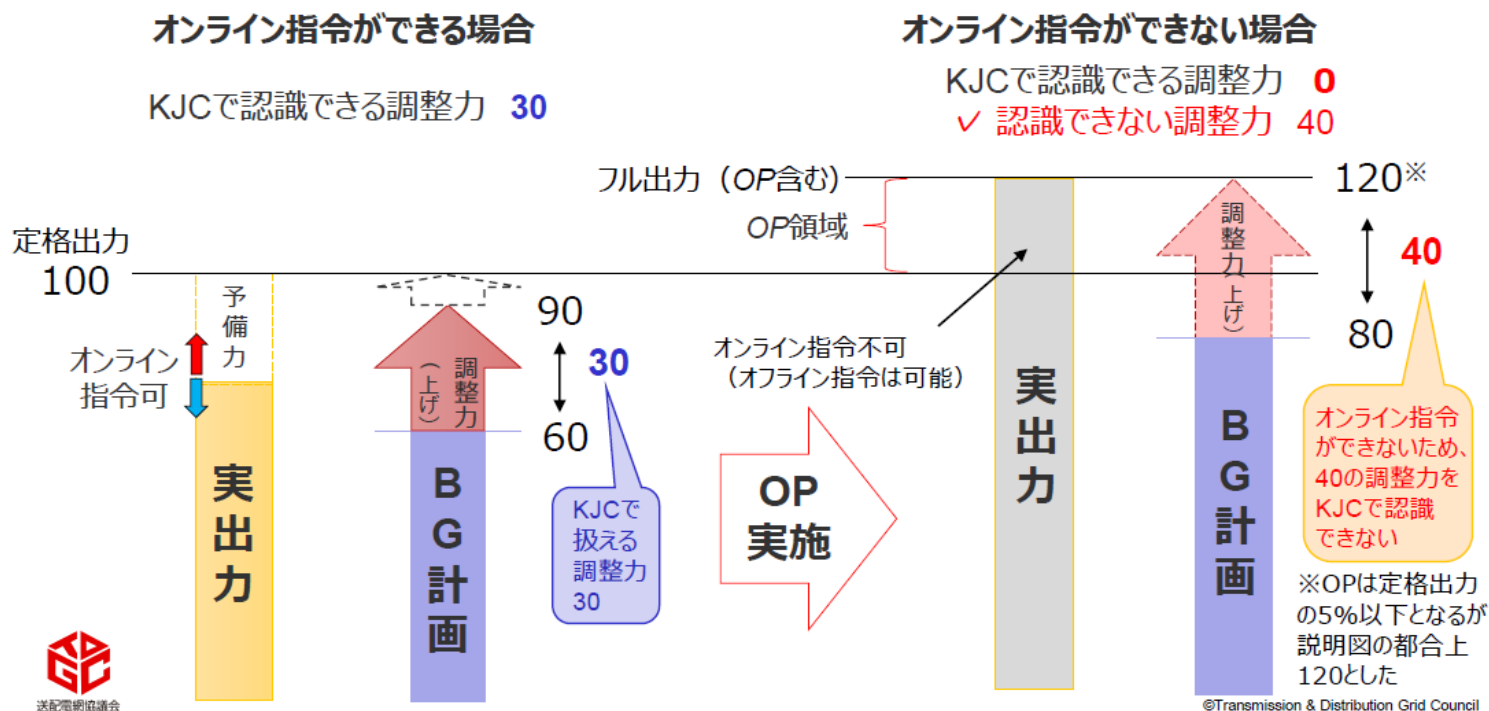


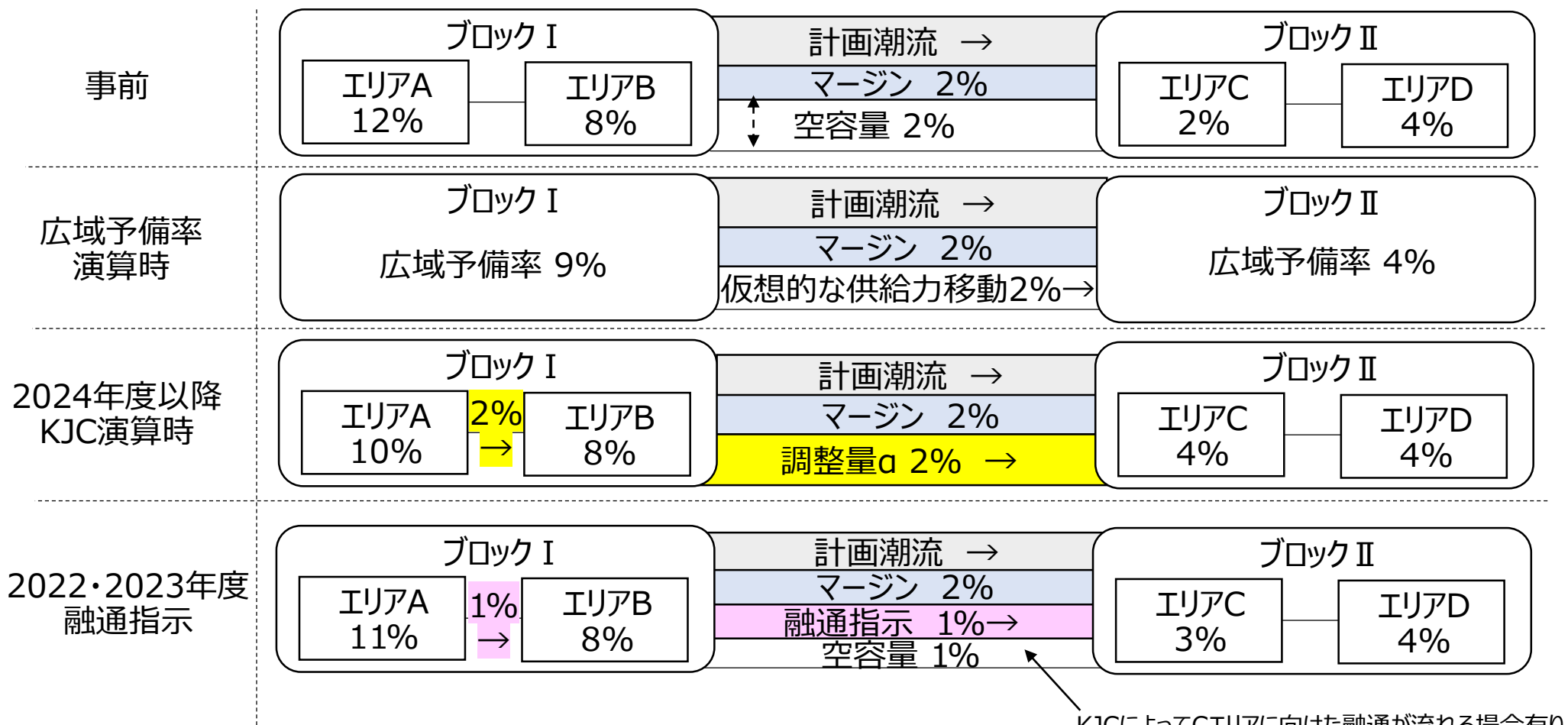
KJCで取り扱えない調整力

- OP運転時には中給からのオンライン指令ができず、オフライン指令のみ可能となることから、KJCではそのユニットの調整力を認識出来ず、広域予備率で計上されている調整力を融通できない状況になっている。

<調整電源がオフライン化する例> ・最低出力運転中 ・OP運転中 ・バンド切替中 ・起動中 etc

(イメージ図) OP運転時のオフライン化



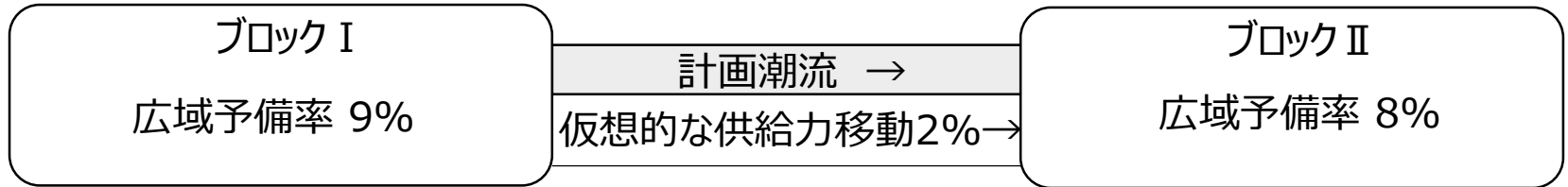


※ 便宜上、各エリアの系統容量は同一とし、広域予備率を除いた各値は、エリア予備率を基準としている
 ※ 同一ブロック内の連系線には十分な空容量があるものとする

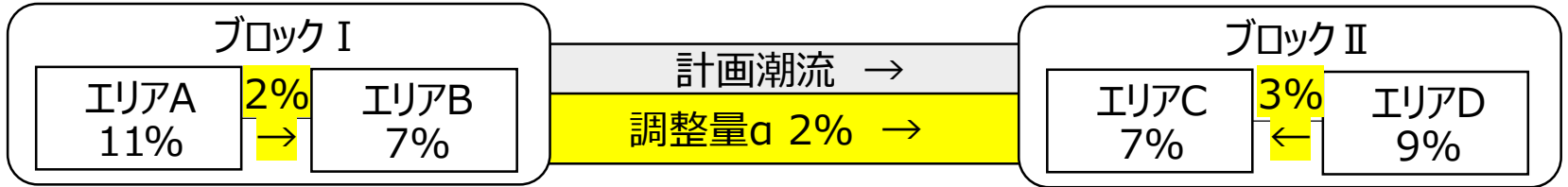
事前



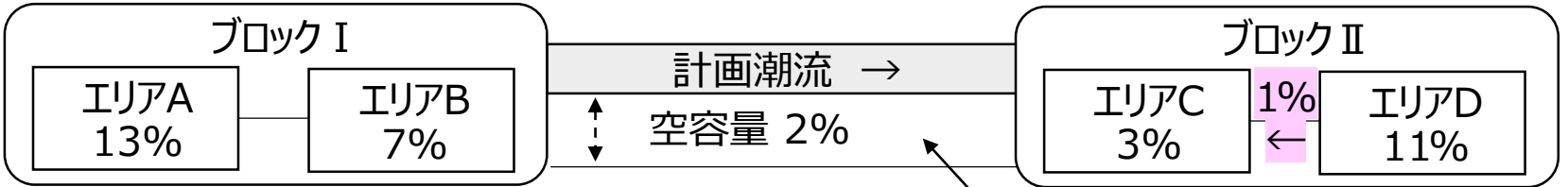
広域予備率
演算時



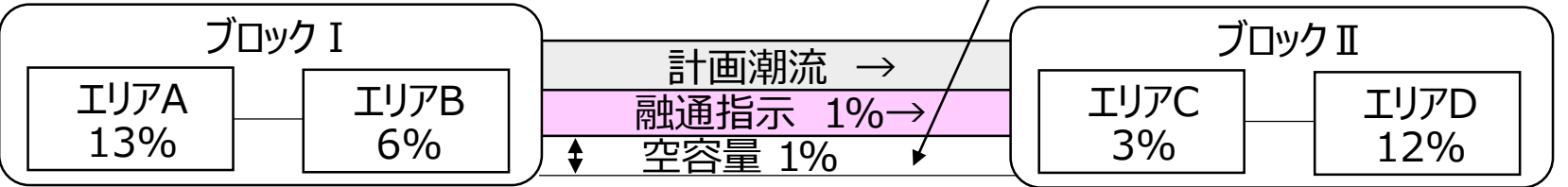
2024年度以降
KJC演算時



2022・2023年度
融通指示



or



KJCによってCエリアに向けた融通が流れる場合有り

※ 便宜上、各エリアの系統容量は同一とし、広域予備率を除いた各値は、エリア予備率を基準としている
 ※ 同一ブロック内の連系線には十分な空容量があるものとする

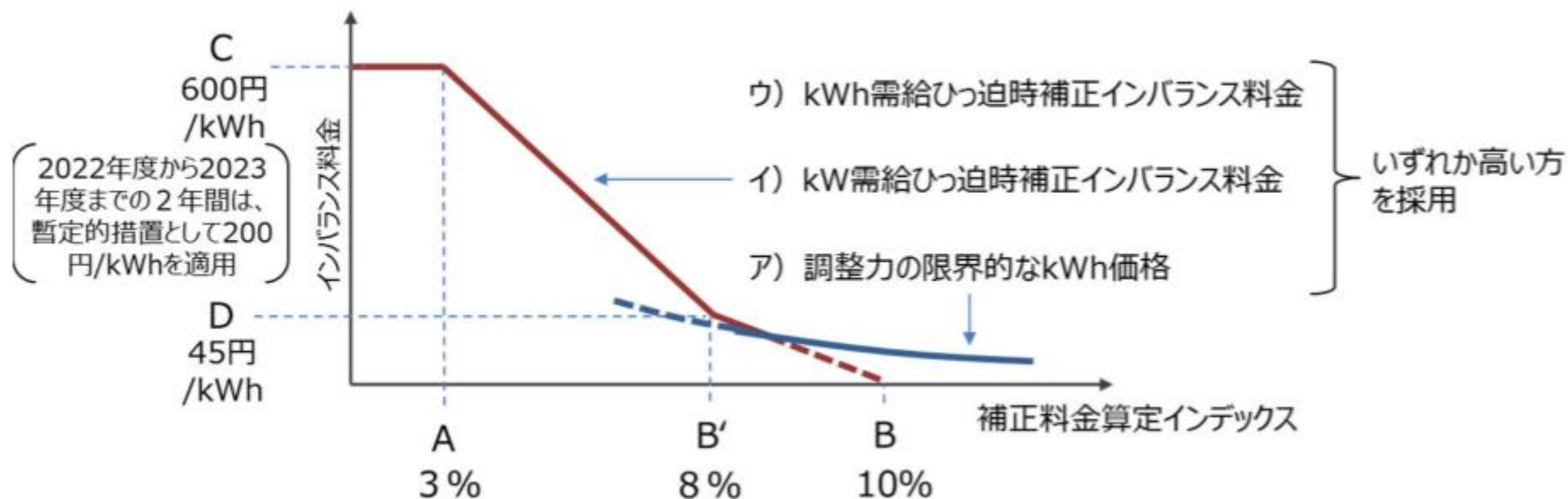
- 需給状況改善のための指示（エリア予備率3%未満における融通指示）において、連系線に空容量がない場合、マージン使用について検討し、必要に応じてマージンを使用する。
- また、マージンを使用してもなお供給力が不足する場合、運用容量拡大について検討し、必要に応じて運用容量拡大によって生じた空容量を使用する。
- この際、マージン使用や運用容量拡大に伴い、非ひっ迫ブロックの広域予備率が低下し※1、**インバランス料金が上昇**する可能性があるが、**需給運用上必要な措置の結果**であり、適切なものとする。

※1 広域予備率は、連系線の空容量の範囲で供給力の融通が行われる前提で算出するため、空容量の範囲内での融通指示の影響は受けませんが、マージン使用や運用容量拡大の場合は影響を受ける。

（スライド11参照）

- 2022年度からの新インバランス料金制度では、インバランス料金を決める指標として、補正料金算定インデックスが用いられる。
- 広域予備率は、補正料金算定インデックスとは異なるものであるが、一定の相関がある。
- また、2024年度には補正料金算定インデックスを広域予備率と一本化することを目指すとしている。

2022年度以降のインバランス料金制度について（中間とりまとめ）（電力・ガス取引監視等委員会事務局）



- 電源Ⅲ等への焚き増し依頼は、電源の立ち上げ等に時間を要するため、需給ひっ迫が早期に予見される場合や、長時間におよぶ場合に有効である。このため、第65回の本委員会において、kWhひっ迫時の供給力対策として整理した。
- kWhひっ迫時においても、需給ひっ迫が長時間におよぶなど、電源Ⅲ等の焚き増しが有効と考えられる場合は、供給力対策として検討する。
- 具体的には、**電源Ⅰ'の発動や電源ⅡのOP運転といった対策をとってもなお、広域予備率が8%に満たないと想定される場合、電源の立ち上げ等に要する時間を勘案しながら、広域機関が電源Ⅲ等への焚き増し依頼を検討する。**
- 焚き増し依頼の方法や対象については、kWhひっ迫時の対策としての整理を踏まえ、下表のとおりとする。
- 依頼に際しては、国において整理されたルールを踏まえ、一般送配電事業者と連携し、一般送配電事業者から自家発保有事業者への要請と重複する点等に留意しながら依頼する。

発出方法（発出先）	一斉メール（広域機関の全会員）、広域機関HP掲載（会員＋その他電気供給事業者等）
対象事業者	ひっ迫ブロック（※1）に対象発電設備を持つ事業者、それらと相対契約（経済DR含む）を持つ事業者
対象発電設備	一般送配電事業者と調整力契約を持たない、ひっ迫ブロック（※1）の発電設備（いわゆる電源Ⅲ・自家発）
対象期間	広域予備率に基づき需給がひっ迫している期間
依頼内容	可能な範囲での発電設備の稼働・出力の増大（※2相対契約を有する場合は、契約を優先）
電気の受け渡し	JEPX供出または相対契約（※2 精算も、JEPXまたは相対契約の中で実施）

※1 原則としてひっ迫ブロックで実施するが、融通が可能な場合は非ひっ迫エリアでも実施することがある。

※2 事前に対応可否を確認せず、事業者に対して広く協力依頼をするという性質上、強制力は持たせず、可能な範囲での任意の協力を求める形とする。

- kWhの需給ひっ迫時は、kWh余力率に基づいて焚き増しの協力依頼を行うこととされた。

第65回調整力及び需給バランス評価等に関する委員会（2021年9月22日）資料2-2

広域機関からの焚き増しへの協力依頼について

9

- 発電余力を持つ発電設備には、その焚き増しにより、kWhひっ迫を緩和する効果を見込むことができるものがある。
- そうした発電設備のうち、電源Ⅰ・Ⅱは、一般送配電事業者との調整力契約があり、焚き増しができる余力のある発電設備に対しては、その調整力運用の中で指令等を行うことができる。
- 他方、調整力契約のない、いわゆる電源Ⅲや自家発電設備と呼ばれる発電設備は、kWhひっ迫を緩和する発電余力を持ちつつも、実際には焚き増しを実施していない発電設備が存在する。
- そのような電源Ⅲや自家発電設備に可能な範囲で焚き増しを実施いただくよう、**kWh余力率3%程度以下(kWhひっ迫)になり、必要と判断した場合には、広域機関から、発電設備の所有者等である電気事業者(広域機関の会員)等に対して、下記の方法・内容の協力依頼を行うこととしてはどうか。**
- **この際、ひっ迫している燃料種の不足をさらに助長する発電設備の焚き増しは本依頼から除外する旨、依頼文に記載する。**

発出方法（発出先）	一斉メール（広域機関の全会員）、広域機関HP掲載（会員＋その他電気供給事業者等）※3
対象事業者	ひっ迫ブロック（※1）に対象発電設備を持つ事業者、それらと相対契約（経済DR含む）を持つ事業者
対象発電設備	一般送配電事業者と調整力契約を持たない、ひっ迫ブロック（※1）の発電設備（いわゆる電源Ⅲ・自家発）
対象期間	依頼時点からkWhひっ迫週間まで（延長するときは、追加の依頼を行う）
依頼内容	可能な範囲での発電設備の稼働・出力の増大（※2相対契約を有する場合は、契約を優先）
燃料種	「ひっ迫している燃料種の不足をさらに助長する発電設備の焚き増しは本依頼から除外」の旨、メール・HPに記載
電気の受け渡し	JEPX供出または相対契約（※2 精算も、JEPXまたは相対契約の中で実施）

※1 原則としてひっ迫ブロックで実施するが、融通可能な場合は非ひっ迫エリアでも実施することがある。

※2 事前に対応可否を確認せず、事業者に対して広く協力依頼をするという性質上、強制力は持たせず、可能な範囲での任意の協力を求める形とする。

※3 ひっ迫している燃料種以外の発電設備の焚き増しに限定するよう、メール発出対象とする事業者を選定すること等を今後検討する。

■ 資源エネルギー庁において自家発への焚き増し協力要請についてルールが整備された。

自家発焚き増しに向けてのルール整備

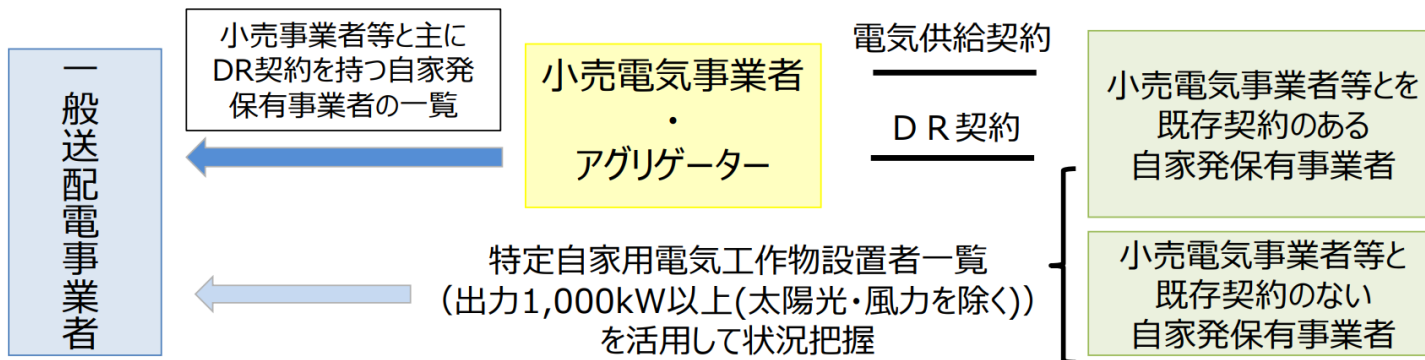
第40回 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会
電力・ガス基本政策小委員会 資料4-2

- 昨冬の需給ひっ迫時、自家発保有事業者とあらかじめ契約を結んでいた小売電気事業者やアグリゲーターを通さず、一般送配電事業者から自家発保有事業者に対して自家発焚き増しの要請が直接行われた点が課題となった。
- このため、今後は、(1) 小売電気事業者やアグリゲーターと需給ひっ迫時に備えた**契約がある場合はそれらの事業者から**、(2) そのような**契約がない場合は一般送配電事業者から直接、自家発の焚き増し協力を要請**することとし、以下の対応を定めた。

(一般送配電事業者) 平時から、自ら有する自家発事業者に関する情報等を元に、需給ひっ迫時に焚き増しを依頼する可能性のある自家発保有事業者のリストを整備。それらの事業者とは、必要に応じ、あらかじめ非常時に備えた意見交換を実施。

(小売電気事業者及びアグリゲーター) 需給ひっ迫時に備え、自らと主にDR契約を結んでいる自家発保有事業者のリストを整備した上で、同リストについて、一般送配電事業者に対し、守秘義務契約を結んだ上で情報提供を行う。

※経済産業省のHPにおいて、情報提供のための一般送配電事業者の窓口一覧、フォーマット等を公開予定。



- あらゆる需給対策を踏まえてもなお、必要な広域予備率を確保できない場合、広域ブロック単位での需給ひっ迫警報等を経て、**広域ブロック単位で計画停電**を実施する方向性が整理されている。
- 一方、計画停電を広域ブロック単位で実施するためには、「社会的受容性の醸成」や「計画停電量の分担方法」などの課題について、整理が必要と考えられる。
- このため、**当面は従来通り、各一般送配電事業者のエリア単位で計画停電を実施**することとなる。
- 今後、**2024年度以降、広域ブロック単位で計画停電を実施**することに向けて、国を中心に一般送配電事業者と継続して検討する。

＜エリア単位での計画停電のイメージ＞

項目	調整電力計画			融通指示後			計画停電実施後		
	AIリア	BIリア	CIリア	AIリア	BIリア	CIリア	AIリア	BIリア	CIリア
需要	100	100	100	100	100	100	100	100	94 (▲6)
供給力	105	105	90	102	102	96	102	102	96
予備率	5%	5%	▲10%	2%	2%	▲4%	2%	2%	2%

計画停電量を抑制する観点から、最低限確保が必要な予備力*を残して融通は継続する想定
 * 計画停電等の実施判断基準にも関係するため、国と連携して検討

需給状況等を考慮し、国と一般送配電事業者の協議により計画停電量を決定する想定

第33回電力・ガス基本政策小委員会（2021年4月20日）資料6

需給逼迫時の対応について（kWベース） <改訂案>

前日18:00目処

需給ひっ迫警報(対象者:事前に登録されているメディア)の発令(第一報)

・電力広域機関による融通指示等、あらゆる需給対策を踏まえても、広域予備率が3%(ただし、2021年度は複数エリアで3%)を下回る見通しとなった場合、前日18:00を目途に資源エネルギー庁から警報を発令。

※翌日節電要請、計画停電等を行う可能性がある場合、一般送配電事業者から実施の可能性を公表する。

当日9:00目処

需給ひっ迫警報(対象者:事前に登録されているメディア)の発令(第二報)

・当日9:00を目途にエネ庁から警報を発令。

※需給ひっ迫のおそれが解消されたと判断される場合には警報を解除する。

実需給の
3~4時間前

需給ひっ迫警報(対象者:事前に登録されているメディア)の発令(第三報)

・需給ひっ迫状況が解消されない場合、実需給の3~4時間前を目安に、エネ庁から警報(第三報)を発令。

無理のない範囲での節電のお願い、節電要請(数値目標有/無)

警報発令・節電要請等を行った後も予備率が1%を下回る見通しの場合

緊急速報メール(対象者:不足エリア内の携帯ユーザー)の発出

・不足エリア内の携帯ユーザーに、エネ庁から「緊急速報メール」を発信。

※緊急速報メールは、早朝・深夜の時間帯等、需要抑制効果が見込めないと判断される場合には送信しない。

実需給の2時間程度前

計画停電の実施を発表

※自然災害や電源の計画外停止が重なるなど、急速供給力不足に至るケースにおいては、上記スキームに限らず警報等を発令する場合がある。

- 2022年度以降の需給ひっ迫時における具体的な運用方針について整理した。
 - 電源Ⅰ'発動、電源ⅡOP運転については、30分コマ単位の広域ブロックと広域予備率に基づき、**広域予備率が8%を下回るおそれがある場合には、8%を上回るように、一般送配電事業者が実施**する。
 - 融通については、広域需給調整システム（KJC）に課題があり、確実に融通できない場合がある。このため、2022～2023年度までの間は、需給ひっ迫時の融通にKJCを使用するものの、**エリア予備率3%を下回るおそれがある場合は、広域予備率の値にかかわらず、当該エリアの一般送配電事業者からの申し出に基づき、広域機関が需給状況改善のための指示（融通指示）を行う。**
 - 融通指示において連系線に空容量がない場合、必要に応じて**マージンを使用**する。マージンを使用してもなお、供給力が不足する場合、必要に応じて**運用容量拡大**によって生じた空容量を使用する。
 - 電源Ⅰ'の発動や電源ⅡのOP運転といった対策をとってもなお、広域予備率が8%に満たないと想定される場合、**電源の立ち上げ等に要する時間を勘案しながら、広域機関が電源Ⅲ等への焚き増し依頼を検討**する。
 - 計画停電を広域ブロック単位で実施するためには、整理が必要な課題があるため、**当面は従来通り、各一般送配電事業者のエリア単位で計画停電を実施**することとなる。